

参考

郵 便 等 投 票

資 料 集

目 次

ページ

* 1	郵便等投票証明書交付申請書	1
* 2	郵便等投票証明書	2
* 3	公職選挙法第49条第3項に規定する選挙人に該当する旨の記載に係る申請書	3
* 4	郵便等投票証明書交付申請書(代理記載該当)	4
* 5	代理記載となるべき者の届出書	5
* 6	同意書及び宣誓書	6
* 7	郵便等投票証明書(代理記載該当)	7
* 8	郵便等投票証明書の更新手続きについて(通知)	8
* 9	代理記載人となるべき者の変更届出書	9
* 10	代理記載人となるべき者を辞する届出書	10
* 11	公職選挙法第49条第3項に規定する選挙人に該当しなくなった旨の届出書	11
* 12	郵便等による不在者投票用紙等の請求について	12
* 13	郵便等による不在者投票用紙等の請求について(代理記載該当)	13
* 14	請求書	14
* 15	請求書(代理記載該当)	15
* 16	郵便等による不在者投票用紙等送付書	16
* 17	郵便等による不在者投票用紙等送付書(代理記載該当)	17
* 18	投票用紙及び不在者投票用封筒について	18
* 19	郵便等投票証明書の交付申請手続きについて	19
* 20	郵便等投票証明書の交付申請手続きについて(代理記載該当)	20
参考様式1	郵便等投票証明書所持者への選挙時案内文	21
参考様式2	郵便等投票証明書所持者への選挙時案内文(代理記載該当)	22

郵便等投票証明書交付申請書

①平成 28 年 5 月 27 日

(あて先)

②川崎市 宮前区 選挙管理委員会委員長

③ 現 住 所 〒 216-0033
川崎市 宮前区 宮崎 1-1選挙人名簿に記載
されている住所

電話番号 044 - 856 - 1111

④ 生 年 月 日 明 治
大 正
昭 和 33 年 3 月 3 日
平 成

⑤ 氏 名 宮 前 太 郎

(氏名は、必ず自分で書いてください。)

公職選挙法施行令第59条の3の規定によって郵便等投票証明書の交付を受けたいので、必要書類を添え申請します。

添付書類

身体障害者手帳若しくは令第59条の2第1号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面、戦傷病者手帳若しくは令第59条の2第2号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面又は介護保険の被保険者証

【郵便等投票証明書（規則第13号様式の5その1）】

当該様式は白色

*2

これまで身体障害者の方に郵便等投票証明書を交付する際には、**(身)**のゴム印を押印していたが、今後は押印の必要はない。

郵便等投票証明書 規則第13号様式の5その1 第21-2号

選挙人名簿に記載されている住所 川崎市 宮前区 宮崎1-1
氏名 宮前 太郎
有効期間 平成28年5月27日から平成30年9月30日まで
上記の者は、公職選挙法第49条第2項に規定する選挙人に該当する者であることを証明する。

川崎市 宮前区選挙管理委員会
委員長 川崎 一郎

宮前区選挙管理委員長之印

身体障害者の方については発行順に連番を、介護保険の方については、年度ごとの番号（年度-番号）を記載する。

交付の日から7年間又は介護保険被保険者証に記載されている有効期間を記載する。

(裏)

次のようなときは区選挙管理委員会にご連絡ください。

- 1 投票用紙等の請求についての問い合わせ
- 2 住所、氏名に変更を生じたとき
- 3 この証明書の有効期間が経過したとき
- 4 郵便等による不在者投票ができる者に該当しなくなったとき

連絡先 川崎区 201-3124 幸区 556-6604
電話番号 中原区 744-3128 高津区 861-3124
宮前区 856-3126 多摩区 935-3128
麻生区 965-5109

介護保険被保険者証

<p>介護保険被保険者証</p> <p>有効期限 平成●年3月31日</p> <p>番号</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>性別</p> <p>交付年月日</p> <p>特約変更の届出年月日</p> <p>川崎市</p>		<p>交付年月日</p> <p>認定年月日</p> <p>認定区分</p> <p>認定区分のコード</p> <p>認定区分の名称</p> <p>認定区分のコード</p> <p>認定区分の名称</p> <p>認定区分のコード</p> <p>認定区分の名称</p>	<p>交付区分</p> <p>交付区分のコード</p> <p>交付区分の名称</p> <p>交付区分のコード</p> <p>交付区分の名称</p> <p>交付区分のコード</p> <p>交付区分の名称</p>
--	--	--	--

※ 被保険者証の見本です。有効期間を転記する箇所は、中段の太枠の期間となる。

【代理記載に該当する旨の記載に係る申請書(規則第13号様式の5の2)】

この様式は、すでに「郵便等投票証明書」の交付を受けている方が、その後障害の程度が悪化して公職選挙法第49条第3項に該当するようになった場合に用いる様式で、クリーム色。

*3

公職選挙法第49条第3項に規定する選挙人に該当する旨の記載に係る申請書

平成 28 年 5 月 27 日

(あて先)

川崎市 宮 前 区選挙管理委員会委員長

現 住 所 〒 216-0033

選挙人名簿に記載
されている住所

川崎市 宮 前 区 宮崎1-1

電話番号 044 - 856 - 1111

生 年 月 日

明 治

大 正

昭 和

平 成

33 年 3 月 3 日

氏 名

宮 前 太 郎

公職選挙法施行令第59条の3の2の規定によって郵便等投票証明書に公職選挙法第49条第3項に規定する選挙人に該当する旨の記載を受けたいので、必要書類を添え申請します。

添付書類

- 1 郵便等投票証明書
- 2 身体障害者手帳若しくは令第59条の3の2第1項第1号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面又は戦傷病者手帳若しくは令第59条の3の2第1項第2号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面

【郵便等投票証明書交付申請書(規則第13号様式の4の2)】

この申請は*1(証明書交付申請)と*3(代理記載に該当する申請)を同時に行うためのもので、代理記載人となるべき者が記載できる。 当該様式はクリーム色

*4

郵便等投票証明書交付申請書

(代 理 記 載 該 当)

平成 28 年 5 月 27 日

(あて先)

川崎市 宮 前 区 選挙管理委員会委員長

現 住 所 〒 216-0033

川崎市 宮 前 区 宮崎 1-1

選挙人名簿に記載
されている住所

電話番号 044 - 856 - 1111

生 年 月 日 明 治
大 正
昭和 33 年 3 月 3 日
平 成

氏 名 宮 前 太 郎

公職選挙法施行令第59条の3及び第59条の3の2の規定によって、郵便等投票証明書の交付を受け、併せて当該郵便等投票証明書に公職選挙法第49条第3項に規定する選挙人に該当する旨の記載を受けたいので、必要書類を添え申請します。

添付書類

- 1 令第59条の3第3項の書類 身体障害者手帳若しくは令第59条の2第1号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面、戦傷病者手帳若しくは令第59条の2第2号に規定する両下肢等の障害の程度を証明する書面又は介護保険の被保険者証
- 2 令第59条の3の2第3項の書類 身体障害者手帳若しくは令第59条の3の2第1項第1号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面又は戦傷病者手帳若しくは令第59条の3の2第1項第2号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面

代理記載人となるべき者の届出書

平成 28 年 5 月 27 日

(あて先)

川崎市 宮 前 区 選挙管理委員会委員長

代理記載人となるべき者

代理記載人は選挙権があればよく、区内の選挙人名簿に載っている必要はない。

代理記載人について記入する。

住 所 〒 216-0005
川崎市宮前区土橋1-1

電話番号 044 - 856 - 2222

氏 名 幸 麻 夫

生年月日 明 治 大 正 昭 和 平 成
44 年 4 月 4 日

上記のとおり必要書類を添えて代理記載人となるべき者の届出をします。

選挙人について記入する。

現 住 所 〒 216-0033
川崎市 宮 前 区 宮 崎 1-1

選挙人名簿に記載されている住所

電話番号 044 - 856 - 1111

生年月日 明 治 大 正 昭 和 平 成
33 年 3 月 3 日

氏 名 宮 前 太 郎

添付書類

- 1 郵便等投票証明書
- 2 代理記載人となるべき者の代理記載人となることの同意書及び選挙権を有する者である旨の宣誓書

同意書及び宣誓書

私は、選挙人 宮前太郎 の代理記載人となることに同意します。

また、私は、選挙権を有する者であることを誓います。

平成 28 年 5 月 27 日

〒 216-0005

住 所 川崎市宮前区土橋 1-1

電話番号 044 - 856 - 2222

氏 名 幸 麻 夫

(氏名は、代理記載人となるべき者が必ず自分で書いてください。)

【郵便等投票証明書（規則第13号様式の5その2）】

代理記載該当者の「郵便等投票証明書」で、当該様式はクリーム色。

これまで身体障害者の方に郵便等投票証明書を交付する際には、**（身）**のゴム印を押印していたが、今後は押印の必要はない。

郵便等投票証明書		規則第13号様式の5その2
(代理記載該当)		第20-2号
選挙人名簿に記載されている住所	川崎市 宮前区 宮崎1-1	
氏名	宮前 太郎	
有効期間	平成28年5月27日から 平成30年9月30日まで	
上記の者は	公職選挙法第49条第2項及び第3項に規定する選挙人に該当する者であることを証明する。	
川崎市 宮前区選挙管理委員会 委員長 川崎 一郎	宮前区選挙管理委員会 委員長 川崎 一郎 長之印	

同時申請の場合は、新しい番号を記載する。

障害の程度の悪化により後日代理記載の申請をした場合は、旧「郵便等投票証明書」に記載されていた番号を記載する。

同時申請の場合は、交付の日から7年間又は介護保険被保険者証に記載されている有効期間を記載する。

障害の程度の悪化により後日代理記載の申請をした場合は、旧「郵便等投票証明書」に記載されていた有効期間を記載する。

(裏)

代理記載人となるべき者の氏名	届出年月日 (変更年月日)	選挙管理委員会 委員	長之印
幸 麻 夫	28.5.27		選挙管理委員会委員長之印
備考	次のようなときは区選挙管理委員会にご連絡ください。 1 投票用紙等の請求についての問い合わせ 2 住所、氏名又は代理記載人となるべき者に変更を生じたとき 3 この証明書の有効期間が経過したとき 4 郵便等による不在者投票ができる者に該当しなくなったとき		
連絡先	川崎区 201-3124	幸 区 556-6604	
電話番号	中原区 744-3128	高津区 861-3124	
	宮前区 856-3126	多摩区 935-3128	
	麻生区 965-5109		

※ 障害の程度の悪化により後日代理記載の申請をした場合でも、身体障害者や戦傷病者である場合は、なるべく*3の申請書ではなく*4の申請書により同時申請をさせる取扱いとする。

※ 代理記載となるべき者の変更届(*9)が出された場合は、新しい「郵便投票等証明書」を発行する取扱いとする。

※ 代理記載人となるべき者の届出書の効力の有効期間は、この「郵便等投票証明書」の有効期間と同じなので、期限切れにより新たに「郵便等投票証明書」の発行を申請する場合は、*4に加えて再度*5と*6の届出書が必要になる。

【郵便等投票証明書の更新手続きについて】
有効期限満了日が近い場合に選挙人に送付

* 8

川 選第 号
平成 年 月 日

様

川崎市 区選挙管理委員会委員長

郵便等投票証明書の更新手続きについて（通知）

平成 年 月 日に交付しました郵便等投票証明書につきましては、有効期間が経過しますと効力を失います。

別添の郵便等投票証明書交付申請書に必要事項を記載の上、（身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証）及びすでにお渡し済みの「郵便等投票証明書」を添えて 区選挙管理委員会まで御送付願います。

折り返し、更新しました「郵便等投票証明書」を送付いたします。

詳しくは、下記選挙管理委員会へお問い合わせください。

川崎市 区選挙管理委員会

住 所：

電話番号：

【代理記載人となるべき者の変更届出書】

この記載例は、代理記載人の変更届出だが、引越しによる住所の変更や、氏名の変更についてもこの様式を使用する。変更部分について新・旧を記載する。当該様式はクリーム色

*9

代理記載人となるべき者の変更届出書

次のとおり代理記載人となるべき者の変更を届出をします。

異動事項	内 容		異 動 年 月 日
① 住 所	新	〒 216-0001 川崎市宮前区野川 1-1 電話番号 044 - 856 - 3333	28.10.1 28.10.1
		旧	〒 216-0005 川崎市宮前区土橋 1-1 電話番号 044 - 856 - 2222
	新		中 原 花 子 生年月日 明治 34 年 5 月 6 日 昭和 34 年 5 月 6 日 平成 34 年 5 月 6 日
		旧	幸 麻 夫 生年月日 明治 44 年 4 月 4 日 昭和 44 年 4 月 4 日 平成 44 年 4 月 4 日
③ その他			

④ 平成 28 年 10 月 1 日

⑤ 選挙人名簿に記載されている住所
〒 216-0033
川崎市 宮前 区 宮崎 1-1

⑥ 電話番号 044 - 856 - 1111
生年月日 明治 33 年 3 月 3 日
昭和 33 年 3 月 3 日
平成 33 年 3 月 3 日

⑦ 氏 名 宮 前 太 郎

⑧ (あて先) 川崎市 宮前 区 選挙管理委員会委員長

(代理記載人となるべき者が交替する場合には次の添付書類が必要です。)

添付書類

- 1 郵便等投票証明書
- 2 代理記載人となるべき者の代理記載人となることの同意書及び選挙権を有する者である旨の宣誓書

【代理記載人となるべき者を辞する届出書】

新しい代理記載人が決まっている場合は*9の届出書を使用する(この届出書は必要ない。)
この届出により、代理記載人がいなくなるため、新しい「郵便等投票証明書」(*7)を発行する
(裏面には何も記載しないこと)。当該様式はクリーム色

*10

代理記載人となるべき者を辞する届出書

代理記載人となるべき者であった者

〒 216-0001
住 所 川崎市宮前区野川 1-1

電話番号 044 - 856 - 3333

氏 名 中 原 花 子

(氏名は、代理記載人となるべき者が自分で書いてください。)

生年月日 明治 34 年 5 月 6 日
昭和 平成

上記のとおり代理記載人を辞する届出をします。

平成 28 年 10 月 1 日

選挙人名簿に記載さ
れている住所 〒 216-0033
川崎市 宮前 区 宮崎 1-1

電話番号 044 - 856 - 1111

生年月日 明治 33 年 3 月 3 日
昭和 平成

氏 名 宮 前 太 郎

(あて先) 川崎市 宮前 区選挙管理委員会委員長

【代理記載による選挙人に該当しなくなった旨の届出書

(規則第13号様式の5の3)】

当該様式はクリーム色

*11

公職選挙法第49条第3項に規定する 選挙人に該当しなくなった旨の届出書

①平成 28 年 5 月 27 日

(あて先)

②川崎市 宮 前 区選挙管理委員会委員長

③ 現 住 所 千 216-0033
川崎市 宮 前 区 宮崎1-1
選挙人名簿に記載
されている住所

電話番号 044 - 856 - 1111

④ 生 年 月 日 明 治
大 正 33 年 3 月 3 日
昭 和
平 成

⑤ 氏 名 宮 前 太 郎

⑥
私は、平成 28 年 5 月 8 日に公職選挙法第49条第3項に規定
する選挙人に該当しなくなったので、公職選挙法施行令第59条の3の2第5
項の規定により「郵便等投票証明書」を添えて届け出ます。

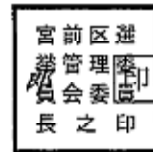
※ この届出書により、選挙人は代理記載制度に該当しなくなるので、新
しい「郵便等投票証明書」(*2)を発行する取扱いとする。その場合、
番号及び有効期間はそのまま変更はない。なお、自動的に代理記載人
の義務もなくなるので、改めて*10の届出をする必要はない。

平成 ● 年 ● 月 ● 日

宮前太郎様

(委員長名)

宮前区選挙管理委員会
委員長 川崎



郵便等による不在者投票用紙等の請求について

あなたから交付請求がありました「郵便等投票証明書」を送付しますので、次の点に注意の上、同封の請求書により投票用紙及び不在者投票用封筒を次に記載する選挙管理委員会に請求してください。

請求先 〒216-8570 宮前区宮前平 2-20-5

宮前区選挙管理委員会

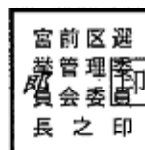
- 1 請求書の氏名欄は、必ず自分で署名してください。
- 2 請求書は、選挙の期日前 4 日（●月 ●日）までに選挙管理委員会に必着していなければなりませんので、できるだけ早く請求してください。
- 3 請求書には、必ず「郵便等投票証明書」を添付してください。

平成 ● 年 ● 月 ● 日

宮前 太郎 様

(委員長名)

宮前区選挙管理委員会
委員長 川崎 一



郵便等による不在者投票用紙等の請求について
(代 理 記 載 該 当)

あなたから交付請求がありました「郵便等投票証明書」を送付しますので、次の点に注意の上、速やかに、代理記載人となるべき者に依頼して、同封の請求書により投票用紙及び不在者投票用封筒を次に記載する選挙管理委員会に請求してください。

請求先 〒216-8570 宮前区宮前平 2-20-5

宮前区選挙管理委員会

- 1 代理記載人となるべき者の氏名欄は、必ず代理記載人が署名してください。
- 2 請求書は、選挙の期日前 4 日 (● 月 ● 日) までに選挙管理委員会に必着していなければなりませんので、できるだけ早く請求してください。
- 3 請求書には、必ず「郵便等投票証明書」を添付してください。

請 求 書

公職選挙法第49条第2項の規定により、平成●●年執行の●●●●●●●●
●●選挙において、次の現在する場所で郵便等による不在者投票を行いた
いので、同法施行令第59条の4第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒
の交付を請求します。

〒 216-0033

現在する場所 川崎市宮前区宮崎 1-1

(投票用紙等を郵便等により送付する住所を記載してください。)

平成 ● 年 ● 月 ● 日

川崎市 宮前 区選挙管理委員会委員長

(請求者)氏 名 宮 前 太 郎

(氏名は、必ず自分で書いてください。)

電 話 番 号 044 - 856 - 1111

備 考

- 1 氏名欄の氏名は、必ず自分で書いてください。
- 2 投票用紙等は、現在する場所に郵便等により送付しますので、方書等まで明確に記載してください。
- 3 郵便等投票証明書を必ず提出してください。確認後、返送します。

請 求 書

(代理記載該当)

公職選挙法第49条第2項の規定により、平成●●年執行の●●●●●●●●●●
●●●選挙において、次の現在する場所で郵便等による不在者投票を行いた
いので、同法施行令第59条の4第2項の規定により投票用紙及び投票用封筒
の交付を請求します。

〒 216-0033

現在する場所 川崎市宮前区宮崎1-1

(投票用紙等を郵便等により送付する住所を記載してください。)

平成●●年●●月●●日

川崎市●●宮前●●区選挙管理委員会委員長

(請求者)氏名 宮 前 太 郎

電 話 番 号 044 - 856 - 1111

代理記載人と
なるべき者の氏名 中 原 花 子

(氏名は、代理記載人となるべき者が自分で書いてください。)

備 考

- 1 請求者の氏名は、選挙人の氏名を書いてください。
- 2 投票用紙等は、現在する場所に郵便等により送付しますので、方書等まで明確に記載してください。
- 3 郵便等投票証明書を必ず提出してください。確認後、返送します。

郵便等による不在者投票用紙等送付書

平成 ● 年 ● 月 ● 日

宮 前 太 郎 様

(委員長名) 宮前区選挙管理委員会
委員長 川崎 一郎



あなたから交付請求がありました平成 ●●年執行の ●●●●●●●●●●
●●●●選挙の投票用紙及び不在者投票用封筒を送付します。

不在者投票は、投票日の前日までできますが、投票日の当日その投票が投票管理者まで届かなければ、せっかく投票しても無効となりますから、次の点に注意の上、現在する場所で至急投票して、返送してください。

- 1 まず、送付された投票用紙等がすべてそろっているか確認してください。不在者投票に必要な用紙類は、1つの選挙につき、投票用紙1枚、外封筒1枚及び内封筒1枚です（選挙ごとに色分けしてあります。）。
- 2 投票用紙へ記載する候補者氏名等は、必ず自分で書いてください（あなたに代わって他人が書くことは認められません。）。
- 3 記載済みの投票用紙は、選挙の種類ごとに内封筒に入れ封をし、さらに外封筒に入れ、それぞれ封をしてください。
- 4 外封筒の表面に投票記載年月日、投票記載場所所在地及び投票者氏名を記載してください（投票者氏名は必ず自分で書いてください。）。
- 5 投票済みの投票は、同封の「不在者投票送致用封筒」に入れ、裏にああなたの住所及び氏名を記載し、選挙管理委員会委員長あて必ず郵便等（速達等）で返送してください。

なお、選挙人が投票の記載の準備に着手してから投票を記載した投票用紙を郵送するためにこれを封入するまでの間は、他人がその選挙人の投票に干渉したり、せん動したりすると、処罰されますので念のため申し添えます。

〔担当〕 宮前区選挙管理委員会事務室
電話 044-856-3126

郵便等による不在者投票用紙等送付書

(代 理 記 載 該 当)

平成 ● 年 ● 月 ● 日

宮 前 太 郎 様

(委員長名) 宮前区選挙管理委員
委員長 川崎 一 郎



あなたから交付請求がありました平成●●年執行の●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●選挙の投票用紙及び不在者投票用封筒を送付します。

不在者投票は、投票日の前日までできますが、投票日の当日その投票が投票管理者まで届かなければ、せっかく投票しても無効となりますから、次の点に注意の上、現在する場所で至急投票して、返送してください。

- 1 まず、送付された投票用紙等がすべてそろっているかどうか確認してください。不在者投票に必要な用紙類は、1つの選挙につき、投票用紙1枚、外封筒1枚及び内封筒1枚です(選挙ごとに色分けしてあります。)
- 2 投票用紙へ記載する候補者氏名等は、必ずあなたが選挙管理委員会に届け出た代理記載人が書いてください。
- 3 記載済みの投票用紙は、選挙の種類ごとに内封筒に入れ封をし、さらに外封筒に入れ、それぞれ封をしてください。
- 4 外封筒の表面に投票記載年月日、投票記載場所所在地、投票者氏名及び代理記載人氏名を記載してください(代理記載人の氏名は必ず代理記載人が書いてください。)
- 5 投票済みの投票は、同封の「不在者投票送致用封筒」に入れ、裏にあなたの住所及び氏名を記載し、選挙管理委員会委員長あて必ず郵便等(速達等)で返送してください。

なお、選挙人が投票の記載の準備に着手してから投票を記載した投票用紙を郵送するためにこれを封入するまでの間は、他人がその選挙人の投票に干渉したり、せん動したりすると、処罰されますので念のため申し添えます。

[担当] 宮前区選挙管理委員会事務室
電 話 044-856-3126

川 選 第 号
平 成 年 月 日

郵便等投票証明書該当者が市内転居（区をまたぐ異動）をした場合に、新住所地の区選管から選挙人に送付する。

様

新住所地の選管では、郵便等投票証明書該当者の異動は把握できないため、該当者の異動があった場合は、旧住所地の選管から新住所地の選管に連絡する。

川崎市●●区選挙管理委員会委員長

郵便等投票証明書の交付申請手続きについて（通知）

これまで△△区選挙管理委員会発行の「郵便等投票証明書」を使用していただいておりますが、△△区から●●区へのお引越しに伴い、郵便等による不在者投票制度を引き続きご利用いただくためには、●●区選挙管理委員会が発行する郵便等投票証明書の交付申請手続きが必要となります。

つきましては、別添の「郵便等投票証明書交付申請書」に必要事項を記載の上、《身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証》及び現在お手元にある△△区選挙管理委員会発行の「郵便等投票証明書」を添えて●●区選挙管理委員会まで申請されるようお願いいたします。

改めて●●区選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」を送付いたします。

また、上記の郵便等投票証明書の交付申請と同時に、平成□年□月□日執行の■■■■選挙の投票用紙等の請求をしていただくことができます。この場合は同封の「請求書」に必要事項を御記入のうえ、上記の郵便等投票証明書交付申請と一緒に、□月□日（□）までに●●区選挙管理委員会まで御請求ください。

※ 障害の程度や要介護状態区分の変更により郵便等による不在者投票の対象者でなくなった場合は、郵便等による不在者投票制度は御利用できませんので御注意ください。

詳しくは、下記選挙管理委員会へお問い合わせください。

川崎市●●区選挙管理委員会

所在地：

電話番号：

郵便等投票証明書該当者（代理記載該当）が市内転居（区をまたぐ異動）をした場合に、新住所地の区選管から選挙人に送付する。

川 選第 号
平成 年 月 日

様

新住所地の選管では、郵便等投票証明書該当者の異動は把握できないため、該当者の異動があった場合は、旧住所地の選管から新住所地の選管に連絡する。

川崎市●●区選挙管理委員会委員長

郵便等投票証明書の交付申請手続きについて（通知）

これまで△△区選挙管理委員会発行の「郵便等投票証明書」を使用していただいておりますが、△△区から●●区へのお引越しに伴い、郵便等による不在者投票制度を引き続きご利用いただくためには、●●区選挙管理委員会が発行する郵便等投票証明書の交付申請手続きが必要となります。

つきましては、別添の「郵便等投票証明書交付申請書」、「代理記載人となるべき者の届出書」、及び「同意書及び宣誓書」に必要事項を記載の上、《身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証》及び現在お手元にある△△区選挙管理委員会発行の「郵便等投票証明書」を添えて●●区選挙管理委員会まで申請されるようお願いいたします。

改めて●●区選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」を送付いたします。

また、上記の郵便等投票証明書の交付申請と同時に、平成□年□月□日執行の■■■■選挙の投票用紙等の請求をしていただくことができます。この場合は同封の「請求書」に必要事項を御記入のうえ、上記の郵便等投票証明書交付申請と一緒に、□月□日（□）までに●●区選挙管理委員会まで御請求ください。

※ 障害の程度や要介護状態区分の変更により郵便等による不在者投票の対象者でなくなった場合は、郵便等による不在者投票制度は御利用できませんので御注意ください。

詳しくは、下記選挙管理委員会へお問い合わせください。

川崎市●●区選挙管理委員会

所在地：
電話番号：

参考様式 1

事務連絡
平成 年 月 日

選挙毎に、請求書・返信用封筒を同封の上、郵便等投票証明書所持者に送付する。

各区で従来から使用している同様の書式があれば、そちらを使用して構わない。

様

〇〇区選挙管理委員会事務室

「郵便等投票証明書」をお持ちの皆様へ（お知らせ）

平成 年 月 日に第 回●●●●●●●●選挙が執行されます。

つきましては、郵便による投票用紙の請求をされる場合は、同封の請求書に必要事項を御記入のうえ、「郵便等投票証明書」と一緒に●●区選挙管理委員会あてに請求してください。（返信用封筒を御利用ください。）

〔注意事項〕

1. 「請求書」の氏名欄は必ず自分で署名してください。
2. 「郵便等投票証明書」を一緒に提出してください。もし紛失されている場合は、新たに発行の手続きが必要になります。
3. 請求書は必ず 月 日（ ）までに、●●区選挙管理委員会に届くようにしてください。また、期限直前は大変混み合うため、投票用紙の送付に時間がかかる場合があります。できるだけ早めに請求してください。
4. 当選挙管理委員会からの投票用紙等の発送日について
●●●●●●●●選挙の投票用紙は 月 日（ ）から発送可能となります。

〔問合せ・請求先〕

〒

川崎市●●区●●●●●

〇〇区選挙管理委員会事務室

電話〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

参考様式 2

事務連絡
平成 年 月 日

選挙毎に、請求書・返信用封筒を同封の上、郵便等投票
証明書所持者（代理記載該当）に送付する。

各区で従来から使用している同様の書式があれば、そ
ちらを使用して構わない。

様

〇〇区選挙管理委員会事務室

「郵便等投票証明書」をお持ちの皆様へ（お知らせ）

平成 年 月 日に第 回●●●●●●●●選挙が執行されます。

つきましては、郵便による投票用紙の請求をされる場合は、同封の請求書に必要事項を御記入のうえ、「郵便等投票証明書」と一緒に〇〇区選挙管理委員会あてに請求してください。（返信用封筒を御利用ください。）

〔注意事項〕

- 1 「氏名（請求者）」欄は、選挙人の氏名を書いてください。
- 2 「代理記載人となるべき者の氏名」欄は届出をしている代理記載人が自分で書いてください。
- 3 「郵便等投票証明書」を一緒に提出してください。もし紛失されている場合は、新たに発行の手続きが必要になります。
- 4 請求書は必ず 月 日（ ）までに、●●区選挙管理委員会に届くようにしてください。また、期限直前は大変混み合うため、投票用紙の送付に時間がかかる場合があります。できるだけ早めに請求してください
- 5 当選挙管理委員会からの投票用紙等の発送日について
●●●●●●●●選挙の投票用紙は 月 日（ ）から発送可能となります。

〔問合せ・請求先〕

〒 ー
川崎市●●区●●●●●●
〇〇区選挙管理委員会事務室
電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

